

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種を実施することになった場合、予防接種対象者管理、予防接種の実施、接種履歴の登録・管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種対象者の把握②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供、照会
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項 ・番号法別表第126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「番号法別表主務省令」という)第67条の2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という)第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項 ＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第126の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第155条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課
-----	--

	0766-20-1242
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムへの予防接種データの提供を行う健康管理システムにおいて、予防接種データを入力する際、対象者等に誤りがないか、エラーリストを作成し、複数人で確認を行っている。 また、情報提供ネットワークシステムを用いて情報照会を行う際、事務担当職員だけでなく、別の職員とダブルチェックを行い、情報照会の対象者、照会先等に誤りが発生しないよう対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であるとする。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを用いて情報照会を行うことができる端末、職員等には制限を設けている。また、情報照会を行う際、事務担当職員だけでなく、別の職員とともに、対象者、照会先等が正しいかダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 115の2の項	番号法第19条第8号及び別表第2 115の2の項	事後	番号法の改正による
令和3年11月1日	I 8. 連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 広報情報課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239	事後	令和3年4月1日組織改編による
令和3年11月1日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	見直しによる
令和3年11月1日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	見直しによる
令和6年5月27日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の93の2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項 ・番号法別表第126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「番号法別表主務省令」という)第67条の2	事後	番号法および主務省令の改正による
令和6年5月27日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 115の2の項	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という)第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第126の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第155条	事後	番号法および主務省令の改正並びに主務省令の制定による
令和6年5月27日	I 8. 連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239	事後	組織改編による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和6年5月27日時点	事後	見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ 2. いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和6年5月27日時点	事後	見直しによる
令和7年1月24日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か	令和6年5月27日時点	令和7年1月24日時点	事前	見直しによる
令和7年1月24日	Ⅱ 2. いつ時点の計数か	令和6年5月27日時点	令和7年1月24日時点	事前	見直しによる
令和7年1月24日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業		十分である	事前	新様式への移行による
令和7年1月24日	Ⅳ 8. 判断の根拠		情報提供ネットワークシステムへの予防接種データの提供を行う健康管理システムにおいて、予防接種データを入力する際、対象者等に誤りがないか、エラーリストを作成し、複数人で確認を行っている。 また、情報提供ネットワークシステムを用いて情報照会を行う際、事務担当職員だけでなく、別の職員とダブルチェックを行い、情報照会の対象者、照会先等に誤りが発生しないよう対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考ええる。	事前	新様式への移行による
令和7年1月24日	Ⅳ 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事前	新様式への移行による
令和7年1月24日	Ⅳ 11. 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	新様式への移行による
令和7年1月24日	Ⅳ 11. 判断の根拠		情報提供ネットワークシステムを用いて情報照会を行うことができる端末、職員等には制限を設けている。また、情報照会を行う際、事務担当職員だけでなく、別の職員とともに、対象者、照会先等が正しいかダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事前	新様式への移行による